

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人久留米工業大学
② 設置大学名称	久留米工業大学
③ 担当部署	法人本部総務課
④ 問合せ先	0942-22-1234
⑤ 点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 18 日
⑥ 点検結果の公表日	令和 8 年 10 月 1 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.kurume-it.ac.jp/daigaku/governance_code.html
⑧ 本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	・ 本学では建学の精神「人間味豊かな産業人の育成」および教育理念「知を磨き、情を育み、意を鍛える」に基づき、大学の使命および教育目的を明確に定めている。これらは学則や学生便覧をはじめ、本学ホームページや各種案内等を通じて教職員、学生、保護者、さらには広く社会に向けて明示・周知を図っている。新入生にもオリエンテーション等の機会をとらえ、理念の浸透と理解促進を組織的に実施している。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	・ 本学における学位授与方針（DP）、教育課程編成・実施方針（CP）、入学者受入れ方針（AP）を、大学の教育理念および教育目標に基づき策定している。これら３つのポリシーは密接に連動し、学生の修学・教育活動全体を支える基本指針として機能している。全学的に展開する「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（MDASH 認定）」をはじめ最先端カリキュラムの実施とアセスメント・ポリシーに基づく学修成果の点検・評価・検証をし、教育の内部質保証と継続的な教育改善（PDCA）を推進している。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	・ 学長は、理事会から委任された範囲において大学の意思決定権者として各種会議体・理事会に参画し、教学運営のリーダーシップを発揮している。学長を補佐する体制として副学長、学長補佐等を置き、明確な役割分担の下で迅速な業務遂行を行っている。また、企画会議、学科長会議、教育改革推進委員会、教務委員会等の各種会議体を通じて合議形成を図り、助教以上の全教員で構成される教授会等での意見聴取を経た上で、学長が最終意思決定を行う体系的かつ透明性の高い教学統治体制を構築している。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	・ 大学運営および教育研究活動の円滑な質の向上を目指し、各種委員会やワーキンググループは、教員と事務職員の混合で構成している。教育改善（FD）、職員研修（SD）、学生支援、地域連携などの多角的な場面において教員と事務職員が密に連携し、対等なパートナーシップの下で組織的な業務推進と課題解決にあたる教職協働体制を確立している。

実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	・FD 委員会および担当部署を中心に年次計画を策定し、教職員の資質向上を組織的に推進している。FD 活動としては、在学生に対する合理的配慮や、ティーチング・ポートフォリオ作成について等の研修会を実施している。SD 活動としては、SD 基本方針および実施計画に基づき、情報セキュリティ、リスクマネジメント、ハラスメント防止等の研修会を実施するとともに、「自主研修補助制度」を活用した外部研修への参加を推奨し、職員個々のスキルアップと組織力の強化を図っている。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	・理事会に中期計画のミッション及びビジョンを明示・作成している。より具体性のある計画として前期後期 3 か年の実施計画もあわせて作成している。作成に当たっては、中期的な社会情勢等を踏まえ SWOT 分析を行うなどして策定し、評議員会の意見を聴き、理事会の決議で決定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	・実施計画について年度ごとに進捗状況を把握し、その結果を理事会及び評議員会に報告し、HP で公表している。また、社会情勢の変化や実施計画の進捗状況に応じて中期計画の見直しを実施している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	・建学の精神や中期計画ビジョン「工学技術で地域に貢献する」に基づき、工学部各学科および大学院工学研究科において、社会・産業界のニーズに応える高度専門人材の育成に取り組んでいる。特に AI・データサイエンスと工学専門分野を融合させた実践的教育を展開している。また、キャリアサポートセンターによる就職活動の支援やインターンシップ、課題解決型学習（PBL）等を通じて、社会人としての基礎力と実践的課題解決力を備えた人材の育成・輩出をしている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	・「地域連携センター」、地元自治体・企業等で構成される「久留米工業大学地域連携推進協議会」や地元高等教育機関と自治体で構成される「高等教育コンソーシアム久留米」等を軸とし、地域社会の課題解決に向

	けた産官学連携を強力に推進している。地元自治体（久留米市等）や地域企業が抱える現実の課題をテーマとした「地域課題解決型 PBL」を多数実施するほか、受託・共同研究、公開講座、子供向け科学教室等を継続的に開催し、地域の知的基盤・理工系人材育成拠点を担っている。また、学生の教育研究活動を通じた地域貢献を積極的に支援している。
--	---

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	・多様な背景を持つ学生が安心して充実した学生生活を送れるよう環境整備を進めている。「障がい学生支援ガイドライン」に基づき、入学前後の相談や修学上の合理的配慮・支援を教職協働にて行っている。また、専門カウンセラーを配置した学生相談室でのメンタルヘルスケア、外国人留学生への生活・修学サポート、キャンパスのバリアフリー化の推進など、多様性を受容・尊重するキャンパスづくりを行っている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	・男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、積極的な女性登用に努めており、さらに増やしていきたいと考えている。なお、令和 8 年 9 月現在、理事 12 名中 1 名、評議員 13 名中 2 名となっている。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	・私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから理事会にて候補者を推薦し、寄附行為で定めるところにより、理事選任機関である評議員会において選任することとしている。理事長像については、内部統制システムを機能させ、各学校の業務を統括、調整するリーダーシップ等を兼ね備えていることを重要な要素としている。なお、理事の半数は外部有識者とし、地域自治体の長、弁護士など多才な人材の登用を行っている。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	・理事長、常務理事の他、各学校に担当理事を置くことにより、理事の責務を明確にし、各々の職務執行状況を理事会に報告している。また、理事会規則及び評議員会規則を定め、適切に理事会及び評議員会の運営を行っている。また、法令や寄附行為に基づき、職務

	執行に係る重要事項について評議員会に意見を聴いたうえで、理事会で決定している。なお、理事会及び評議員会の決議が異なる場合は、理事会の決議に基づき理事長が再度評議員会を招集し、全ての理事が出席して協議することとしている。
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	・毎月、理事長、常務理事、各学校担当理事及び常勤監事による常任理事会を開催し、理事会から委任された事項の審議等を行うほか、情報共有や課題共有を図っている。また、理事会では常任理事により職務執行状況を報告している。法改正や制度改正など重要な事項は、都度理事会で報告するとともに、必要に応じて常務理事等から各理事に議案の説明等を行うなど理解の促進に努めている。 ・研修については、文部科学省や私立大学協会などが主催する各種セミナー等に積極的に参加している。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	・監事の選任は、寄附行為に基づき、両監事の同意を得て理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議により選任することとしている。 ・会計監査人の選任についても、寄附行為に基づき、両監事が選任議案の内容を決定し、理事会を経て評議員会の決議により選任している。
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	・監事による監査を実施するため監事監査規則及び監事監査実施基準を制定し実施している。 ・監事は、毎年度監査開始前に監査計画を策定し計画的な監査を実施している。 ・理事長、会計監査人及び監査室と定期的な情報交換等を行うなどの連携を行い、適切に監査を実施している。
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	・2名の監事のうち、1名を常勤監事とし、常勤監事は、法人が毎月開催する常任理事会及び大学が開催する企画会議に出席し、情報を共有するとともに意見を述べている。また、文科省が開催する学校法人監事研修会等の研修も受講している。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3 ①	説明
評議員の選任方法や属	・私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人

性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	の適正な運営に必要な見識を持ち、本法人の建学の精神を十分理解している者から、寄附行為で定めるところにより、職員（3名～4名）、卒業生（4名）及び学識経験者（4名～7名）を理事会が推薦し評議員会において選任している。特に学識経験者は地域団体や教育界など各界を代表する方をお願いし信頼度を確保している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	・評議員会の招集や議決事項、評議員の役割、責務を寄附行為及び評議員会規則に定め明確にするとともに、評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを寄附行為、評議員会規則に定め、適切に運営している。また、法令や寄附行為に基づき、職務執行に係る重要事項について評議員会に意見を聴いたうえで、理事会で決定している。なお、理事会及び評議員会の決議が異なる場合は、理事会の決議に基づき理事長が再度評議員会を招集し、全ての理事が出席して協議することとしている。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	・理事会における決議事項等を評議員会でも報告している他、法改正や制度改正など重要な事項について、評議員会でも報告し、情報共有している。また、必要に応じて常務理事等から各評議員に議案の説明等を行うなど、理解の促進に努めている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	・内部統制システム整備の基本方針を定め、これに基づき危機管理規則を制定するなど、危機管理に関する法人全体の基本的な方針を明確化している。 ・学内における事故、災害、感染症等の各種リスクに対応するため、「危機管理マニュアル」を整備し、運用している。緊急時連絡網の更新や防災訓練の実施、備蓄品・インフラの整備を通じて実効性を担保するとともに、非常時においても教育研究活動を迅速に継続・再開できる体制を確保している。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	・内部統制システム整備の基本方針に基づき、コンプライアンス規程を制定し、教職員や学校長等の役割を明確化している。また、法人本部に監査室を設置し、法令・寄附行為・その他諸規程の遵守状況を逐次監査しているほか、公益通報窓口も監査室に設置し内部通報体制を整備している。

	・教育研究活動における法令遵守（コンプライアンス）の徹底を図るため、各種学内規程の整備・点検を定期的におこなっている。教職員を対象とした各種ハラスメント防止、研究倫理、情報セキュリティ等に関する研修会を開催し、コンプライアンス意識の啓発活動を展開している。また、ハラスメント相談窓口を設置し、適切な対応が可能な体制を構築している。
--	--

原則４－１ 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	・法令等に基づく義務的公開情報にとどまらず、本学の教育研究活動、自己点検・評価結果、経営状況等について、ステークホルダーに対する説明責任を果たすための方針・体制を整えている。教育成果や大学運営の透明性を高め、社会からの信頼と評価を獲得することを目的として情報公開を積極的に推進している。
実施項目４－１②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	・大学ホームページにおいて、３つのポリシー、シラバス、財務情報、自己点検・評価報告書、ガバナンス・コード遵守状況等をわかりやすく整理して掲載している。受験生、保護者、在学生、卒業生、地域住民等の各ステークホルダーに向けて、Web サイトのアクセシビリティ向上や広報誌の発行、SNS 等の多角的なメディアを通じた積極的な発信を行い、大学の取り組みに対する理解促進と認知度向上に努めている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明